和寒町高齢者福祉施設指定管理者募集要項

和寒町特別養護老人ホーム芳生苑、和寒町短期入所サービスセンター芳生苑及び和寒町老人デイサービスセンター健楽苑(以下「芳生苑等」という。)の一体管理・運営について、和寒町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例(平成 18 年条例第 1 号)第 2条の規定に基づき、次のとおり指定管理者(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。)の募集を行います。

1. 業務を行う施設の概要

(1) 名 称 和寒町特別養護老人ホーム芳生苑

和寒町短期入所サービスセンター芳生苑

所 在 地 北海道上川郡和寒町字三笠6番地

開設年月日 昭和 51 年 12 月 1 日 50 床

昭和55年5月1日50床増設

平成12年2月1日ショートステイ開設

建 物 構造:RC造平屋建て、延床面積:2,972.8 m²

利 用 定 員 特養:100人(4人部屋23室、2人部屋6室)

ショートステイ:5人

(2) 名 称 和寒町老人デイサービスセンター健楽苑

所 在 地 北海道上川郡和寒町字三笠6番地

開設年月日 平成6年4月1日

建 物 構造:RC造(一部鉄骨) 平屋建て 延床面積:836.8 m²

利 用 定 員 30 人

2. 申請の資格

- (1) 社会福祉法人であること
- (2) 芳生苑等を一体的に管理できること
- (3) 指定期間開始までに老人福祉法及び介護保険法その他関係法令・条例に基づき当該 必要な職員を配置できること
- (4) 和寒町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成 18 年規則第 2 号) 第 3 条の規定により、次の各号のいずれにも該当しないものとする。
 - ア 法律行為を行う能力を有しないもの
 - イ 破産者で復権を得ないもの
 - ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されているもの
 - エ 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。) 第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがあるもの
 - オ 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、自治法第 92 条の 2、同法第 142 条 (同 条を準用する場合を含む。) 又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる もの
 - カ 国税及び地方税を滞納しているもの

3. 管理の基準

- (1) 関係法令及び条例を遵守し、適正な管理を行うこと
- (2) 平等な利用を確保し、公平かつ適切なサービスの提供を行うこと
- (3) 施設及び設備の安全な維持管理を適切に行うこと
- (4) 業務に関連して取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと
- (5) その他町長が必要と認める事項

4. 業務の範囲

- (1) 利用申請の受付・許可に関すること
- (2) 管理施設の使用に係る利用料金の収受に関すること
- (3) 管理施設の安全管理に関すること
- (4) 管理物件の維持管理に関すること
- (5) 管理施設の情報発信に関する業務
- (6) 経営管理に関すること
- (7) その他芳生苑等の管理に関して町長が必要と認める業務
- (8) 留意事項
 - ア 業務の内容の詳細については、募集要項に添付する管理運営仕様書を参照してください。
 - イ 管理運営業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。 ただし、業務の一部について、町長の承認を受けた上で、専門の事業者に委託す ることは可能です。
 - ウ 業務報告書等により、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合は、指示等を行い、改善が見られないときは、指定を取り消すことがあります。

5. 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで5年間

6. 管理に要する経費等

(1) 利用料金収入等の取扱い

当該施設の管理運営を行うにあたり介護保険法の規定により支給される介護報酬及び利用者負担金は、指定管理者の収入とします。また、利用料金以外の事業等に係る料金についても、町長の承認を得て、指定管理者が定め、収入とすることができます。

(2) 指定管理料

芳生苑等の管理運営に必要な費用は、前述の収入をもって充てるものとします。 ただし、指定管理者の経営努力によっても費用が収入を超過する場合は、指定管理 料について町長と協議するものとします。

7. 指定管理者の指定の申請書類

- (1) 申請書(別記第1号様式)
- (2) 管理業務の計画書
- (3) 管理に係る収支計画書
- (4) 経営状況を証明する書類(事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書)
- (5) 法人その他団体に関する書類(定款、役員名簿、規程類)
- (6) 法人登記事項証明書
- (7) 申請資格に関する申立書(別記第2号様式)

8. 申請受付期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成29年11月30日(木)まで
- (2) 提出先 和寒町保健福祉課介護保険係
- (3) 提出方法 申請書類及び添付書類各1部を持参による (郵送等は不可。)
- (4) 申請に当たっての留意事項

ア 提出された書類は返却しません。

イ 必要に応じて追加資料を求めることがあります。

9. 選定方法

指定管理者の選定は、申請書類に基づき、指定管理者選定委員会において選定します。

10. 選定の基準

- (1) 利用者の平等な利用が確保されサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 管理業務の計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 前号の計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込があること。
- (4) 管理にかかる収支計画書の内容が、当該施設の管理経費の縮減が図られるものであること。

11. 選定結果

申請者には平成30年1月中(予定)に郵送にて通知します。

12. 指定管理者の指定及び協定

- (1) 指定管理者の指定には、和寒町議会の議決が必要です。
- (2) 選定委員会で選定した団体を指定管理者の候補者として、和寒町議会へ上程し、議決を受けた後、指定管理者として指定します。
- (3) 和寒町と指定管理者は、業務の実施等に関し細目事項について協議のうえ、運営・管理に関し協定を締結します。

13. 指定管理者の履行責任に関する事項

- (1) 指定管理者は、事故等が発生した場合は、迅速かつ適切に対応を行い、速やかに和寒町に報告しなければなりません。

なお、事業の継続が困難となった場合、和寒町は、施設の管理の適正を期すため、 指定管理者に対し、その管理業務及び経営状況に関し報告を求め、実地調査し又は必 要な指示をすることができるが、その指示に従わないときその他指定管理者の責めに 帰すべき事由により管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り 消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じることができます。

14. 関係法令等の遵守

指定管理者は、地方自治法、和寒町特別養護老人ホーム設置条例・同施行規則、和寒町短期入所サービスセンター設置条例・同施行規則、和寒町老人デイサービスセンター設置条例・同施行規則、指定手続条例・事務処理要綱、和寒町行政手続条例、和寒町個人情報保護条例、和寒町情報公開条例その他関係法令の規定及び和寒町の指示を遵守すること。

(1) 和寒町個人情報保護条例の適用について

指定管理者には、和寒町個人情報保護条例(平成16 年条例第19号)第26条の規定により、施設の管理を行うにあたって保有する個人情報の取扱いに関しては本町と同等の責務が課せられるほか、後に締結する協定において、本町から利用者に関する個人情報の開示の要求等があった場合には、これに応じなければならない義務が課せられます。

(2) 和寒町情報公開条例の適用について

指定管理者には、和寒町情報公開条例(平成28 年条例第7 号)第29条の規定により、情報公開の努力義務が課せられるほか、後に締結する協定において、本町から管理業務に関する文書等の提出の要求があった場合には、これに応じなければならない義務が課せられます。

15. 留意事項

- (1) 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とします。
- (2) 申請書類に虚偽の記載があったとき、提出期限までに必要な種類が揃わなかったとき、その他不正な行為があったときは、失格とします。
- (3) 選定業者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の議決後においても、指定しないことがあります。
- (4) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
 - ア 資金事情の悪化或いは管理体制が整わない等により、指定管理者が行う業務の履行が確実でないと認められるとき。
 - イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

16. 問合せ先

和寒町保健福祉課介護保険係

〒098-0134 上川郡和寒町字西町 111 番地

電話 0165-32-2000

FAX 0165-32-3377

e-mail ho-kaigo@town.wassamu.lg.jp